

# 青森県第二種特定鳥獣管理計画

(第1次イノシシ)

青森県

令和4年10月



## 目 次

1	青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）の策定	1
2	管理計画策定の目的及び背景	1
（1）	管理計画策定の目的	1
（2）	管理計画策定の背景	1
3	管理すべき鳥獣の種類	1
4	管理計画の期間	1
5	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
6	現状	2
（1）	生息環境	2
ア	位置及び地形	2
イ	気候と森林	2
（2）	生息動向	3
ア	生態	3
イ	本県の潜在的な生息環境	3
（3）	生息状況	4
ア	目撃状況	4
（4）	捕獲状況及び狩猟者の推移	5
ア	捕獲等実績	5
イ	狩猟者の推移	5
（5）	被害状況及び課題	7
ア	森林及び自然植生被害	7
イ	農業被害	7
ウ	豚熱等感染症	7
エ	その他の被害	7
7	管理の目標	7
8	目標を達成するための対策	7
（1）	個体群の管理	7
ア	狩猟による捕獲の推進	7
イ	有害鳥獣捕獲の効果的な実施	8
ウ	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	8
エ	捕獲手法の情報収集	8
オ	捕獲に向けた担い手の育成・確保	8
（2）	被害防止対策	9
ア	農林業被害対策	9
イ	自然植生被害対策	9
ウ	豚熱等伝染病対策	9

（３）生息環境管理	9
（４）モニタリング調査	10
9 管理のために必要な事項	10
（１）各機関の果たす役割	10
ア 国	10
イ 県	10
ウ 市町村	10
エ 狩猟者団体等	11
オ 青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会	11
カ 青森県指定管理鳥獣管理対策連絡会議	11
キ 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体	11
ク 農林業従事者、地域住民	11
（２）管理の担い手の確保と人材の育成	13
（３）普及啓発	13
ア 県民への周知	13
イ 防除技術の普及促進	13
ウ 捕獲技術の向上	13
（４）隣接県等との連携	13
（５）錯誤捕獲の予防	13
（６）管理計画の検証	13
【用語集】	14

## 1 第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）の策定

青森県（以下「県」という。）は、県内で目撃が増加しているイノシシについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2に基づき、第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）（以下「管理計画」という。）を策定する。

## 2 管理計画策定の目的及び背景

### （1）管理計画策定の目的

本県では近年、イノシシの目撃情報が増加傾向にあり、2019（令和元）年度には初めて農業被害が確認されるなど、今後、農林業のみならず、生活環境、森林生態系への被害が懸念されることから、科学的かつ計画的な管理対策を実施する。

### （2）管理計画策定の背景

イノシシは、近年、全国的に生息数の増加や生息域の拡大により、農業などに深刻な被害を及ぼしていることから、国においても指定管理鳥獣に指定し、その管理の徹底を都道府県に求めているところである。

本県では、「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック（2020年版）（以下「RDB」という。）によると、古文書などの記録からかつては県内に生息していたことは確実であるが、1880年頃の東通村における捕獲を最後に絶滅したとされている。それ以降、本県ではイノシシの生息しない環境下で農林業が営まれ、自然生態系及び生活環境が長期にわたって維持されてきたところである。（1990年代には再び存在が確認。）

しかしながら、2017（平成29）年8月に深浦町内において自動撮影カメラで撮影されて以降、目撃情報が増加傾向にある。

こうした状況から、本県で目撃されているイノシシは隣接県からの移入によるものとみられ、このまま本県に定着し、生息数が増加することになれば、農業被害の拡大や人的被害及び生態系への影響が懸念されるため、生息状況調査等の実施や捕獲体制を早急に構築する必要がある。

また、令和4年4月には岩手県南部において、野生イノシシから豚熱（CSF）の感染が確認され、令和4年8月時点では同県中央部まで感染が北上しており、本県においても豚熱（CSF）感染拡大防止の観点からも監視体制及び捕獲圧の強化が必要である。

## 3 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（*Sus scrofa*）

## 4 管理計画の期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

## 5 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域でイノシシが目撃されていることから、県全域とする。

## 6 現状

### (1) 生息環境

#### ア 位置及び地形

##### (ア) 位置

本県は、本州の最北端に位置し、北は、津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋に、西は日本海に臨み、南は岩手県、秋田県の二県に接している。

##### (イ) 地形

県の中央部の奥羽山脈を境として、日本海側の津軽地方では、奥羽山脈の延長にある山地と出羽山脈の延長にある山地によって囲まれた沖積平野である肥沃な津軽平野が岩木川流域に広がっている。

また、奥羽山脈の北端には、青森市を中心とした青森平野が広がっている。

一方、太平洋側の県南地方では、北上山地から続く火山灰土におおわれた台地や段丘が広く分布し、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ地域には丘陵地が形成されている。西の津軽半島と東の下北半島はそれぞれ北に延び、両半島の真ん中に陸奥湾が存在する。

#### イ 気候と森林

##### (ア) 気候

本県は温帯の北部に位置し、平均気温10℃、年降水量は1,300mm前後で、夏が短く冬が長い冷涼な気候で、四季がはっきりしている。夏季は、津軽地方は比較的気温が高く温暖な日が多いが、県南地方では春の終わりから夏にかけてヤマセ（偏東風）が吹き、低温の日が多い。

冬季は、西ないし北西の季節風が強くなり、津軽地方では雪の日が多く多雪となるが、県南地方は冷え込みが厳しいものの、晴天の日が多く雪は少ない。

##### (イ) 森林

本県は、世界自然遺産の白神山地、樹氷で知られる八甲田連峰、津軽富士として親しまれている岩木山、北海道を望む本州北端の下北半島など、景観的に優れた森林に恵まれ、日本三大美林の一つで下北半島や津軽半島に多いヒバを始め、白神山地や八甲田山のブナ、全国第四位の造林面積のスギ、県南地域のアカマツ、海岸線にはクロマツなど、多種多様な樹種が分布している。

また、森林面積は、県土の約66%に当たる63万4,387haで、内訳は国有林面積が62%、民有林が38%となっており、国有林比率は、全国平均の30%を大幅に上回っている。

【表－1】 県内の県民局管内別森林率

区分	総面積(ha)	森林(ha)	森林率(%)
東青	147,811	112,448	76.1
中南	155,635	99,679	64.0
三八	127,489	73,819	57.9
西北	179,438	113,325	63.2
上北	212,584	116,378	54.7
下北	141,607	118,738	83.9
合計	964,562	634,387	65.8

資料：令和4年度青森県森林資源統計書（青森県林政課）

\*端数処理で合計が合わない箇所がある。

## (2) 生息動向

### ア 生態

イノシシの基本的な社会単位は、子を連れた成獣メスの母系的グループ、単独成獣オス、生殖に参加しない若齢オスのグループの3タイプである。母系的グループは成獣メスと1歳以下の子からなる基本的な母子グループが最も多く、血縁関係にあると考えられる複数の成獣メスとそれらの子からなる複母子グループが形成されることもある。ただし、成獣についていえば、雌雄ともに単独型の社会を持つといえる。

イノシシは特定の縄張りを持たない。複数の群れが同一地域を利用することも可能であるが、成獣メス同士の闘争や成獣メスが他の群れの子を襲う行動も認められている。また、人の活動等の影響で夜間あるいは朝夕の薄暮期に活動することが多いが、危険がないことが分かれば、日中も活発に活動する。

妊娠期間は約120日で、通常春から初夏に出産する。ただし、春の出産に失敗した場合や出産した子を失った場合は、交尾期と異なる時期に再度発情が起り、秋頃に出産する場合もある。また、性成熟の早いメスが1歳の春から初夏に発情・交尾し、秋に出産する場合もある。

生後1年半でほぼ全ての個体が性成熟に達する。メスは1歳の晩秋から冬に最初の発情を迎えるが、栄養状態が良く成長の早い個体では0歳の冬、あるいは1歳に達した春から夏に最初の発情が起きることもある。

### イ 本県の潜在的な生息環境

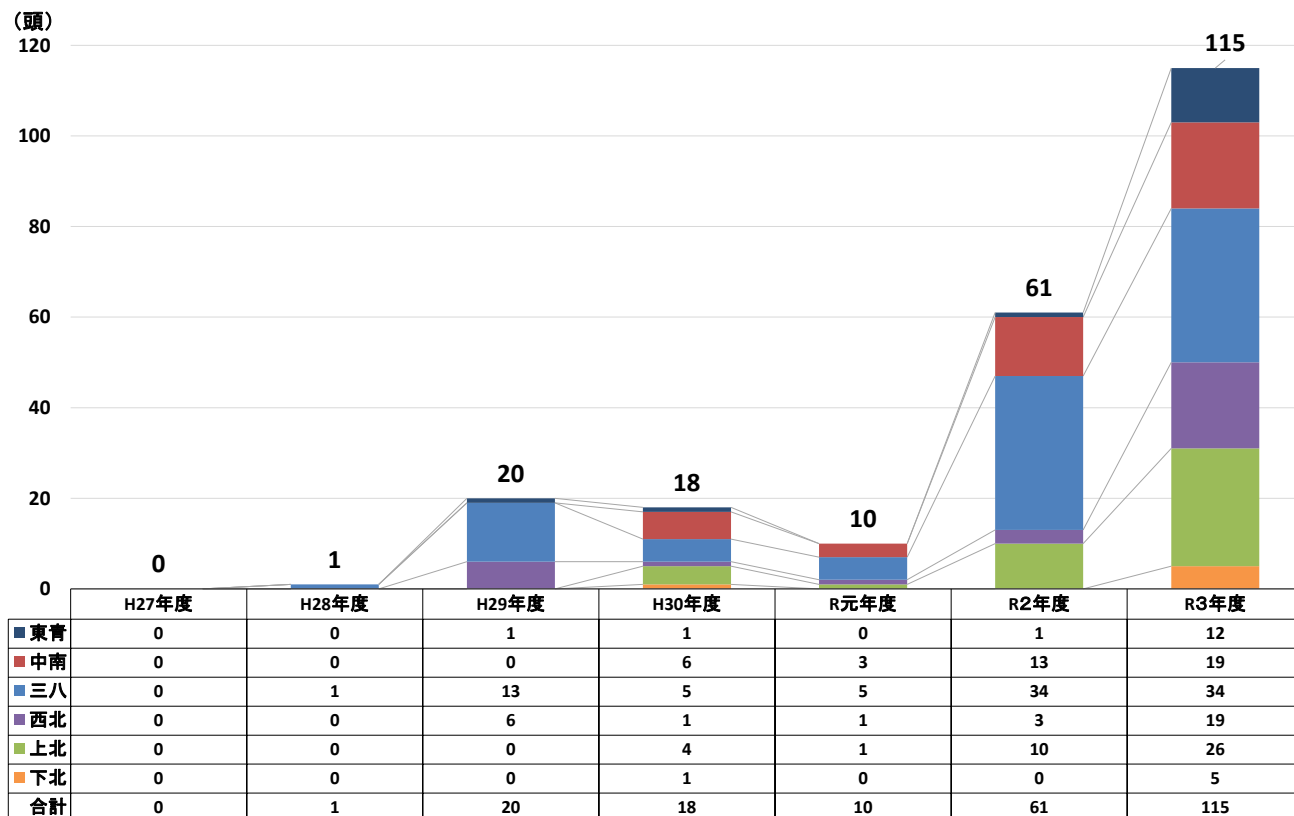
イノシシが生息し得る土地利用区分は、主には森林や農地と考えられ、本県の土地利用面積は784,562haであり、県土面積の約81%に該当する。また、森林面積634,387haのうち、イノシシの食性と関連が深いとされる広葉樹林を含む天然林は267,982haで、全体の約42%を占め、イノシシが生息し、繁殖する環境が整っていると考えられる。

### (3) 生息状況

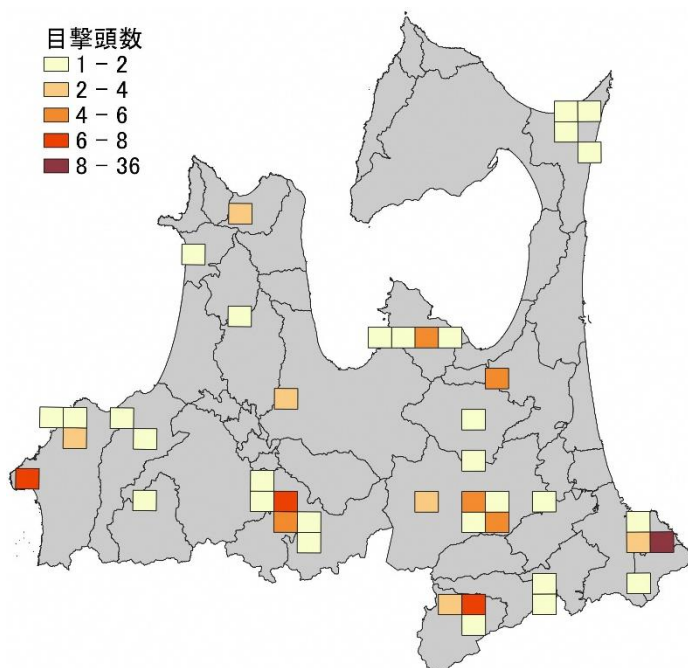
#### ア 目撃状況

2017（平成29）年に深浦町で初めて自動撮影カメラで撮影されて以降、各地で目撃及び死亡個体が収容される事案が発生し、2020（令和2）年度から目撃頭数が急増している。

【図－1】目撃頭数の推移（令和4年3月時点）



【図－2】目撃地点



(令和3年度分布メッシュ図)

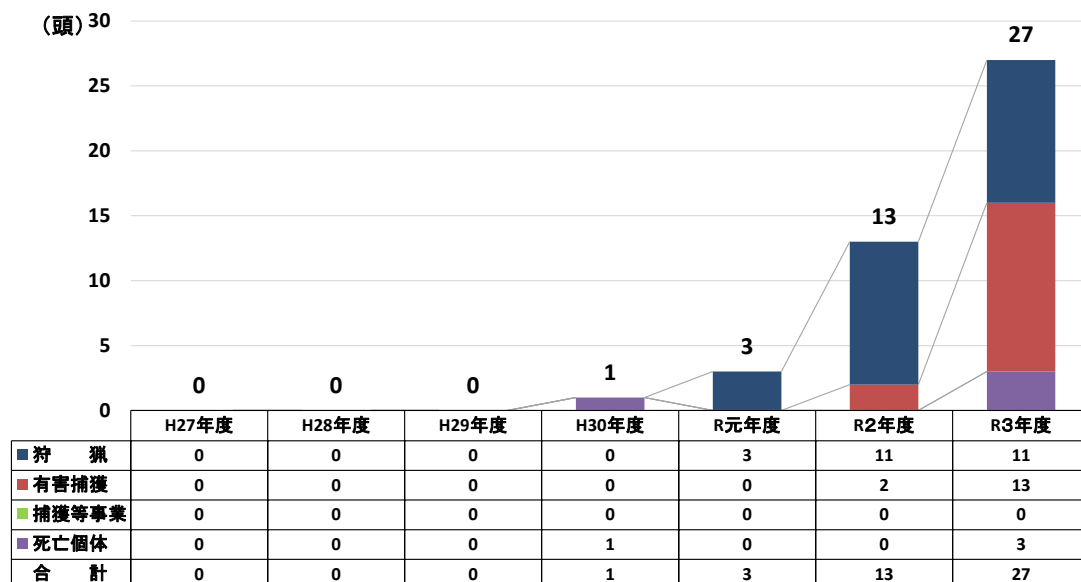


#### (4) 捕獲状況及び狩猟者の推移

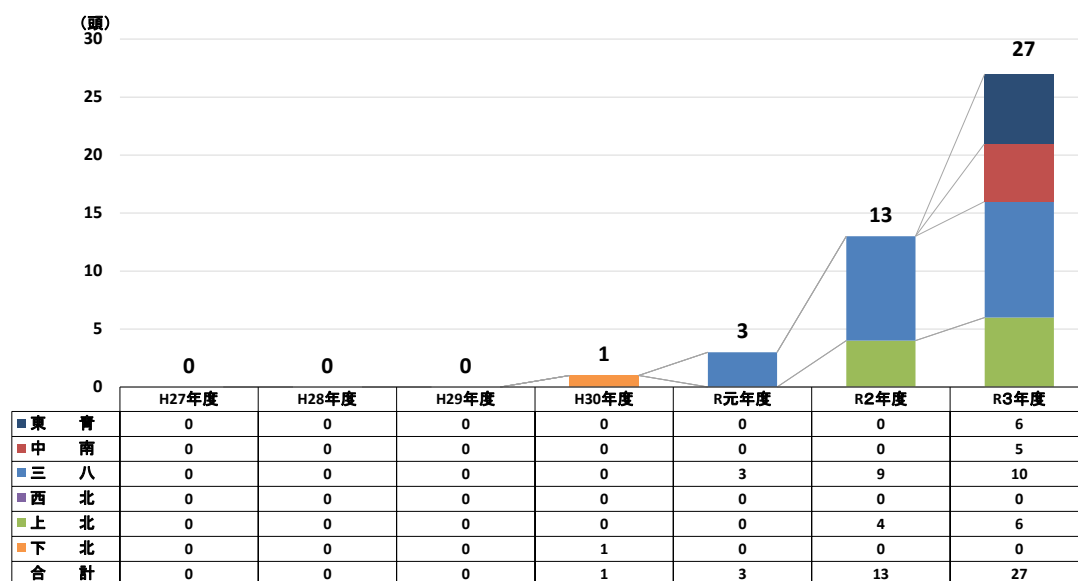
##### ア 捕獲等実績

2018（平成30）年度にむつ市近川で死亡個体が発見されて以降、2021（令和3）年度は三八地域及び上北地域等で有害鳥獣捕獲が13頭、狩猟については11頭捕獲されており、増加傾向にある。

【図－3】 捕獲種類別の推移（令和4年3月時点）



【図－4】 捕獲実績推移（地域別）

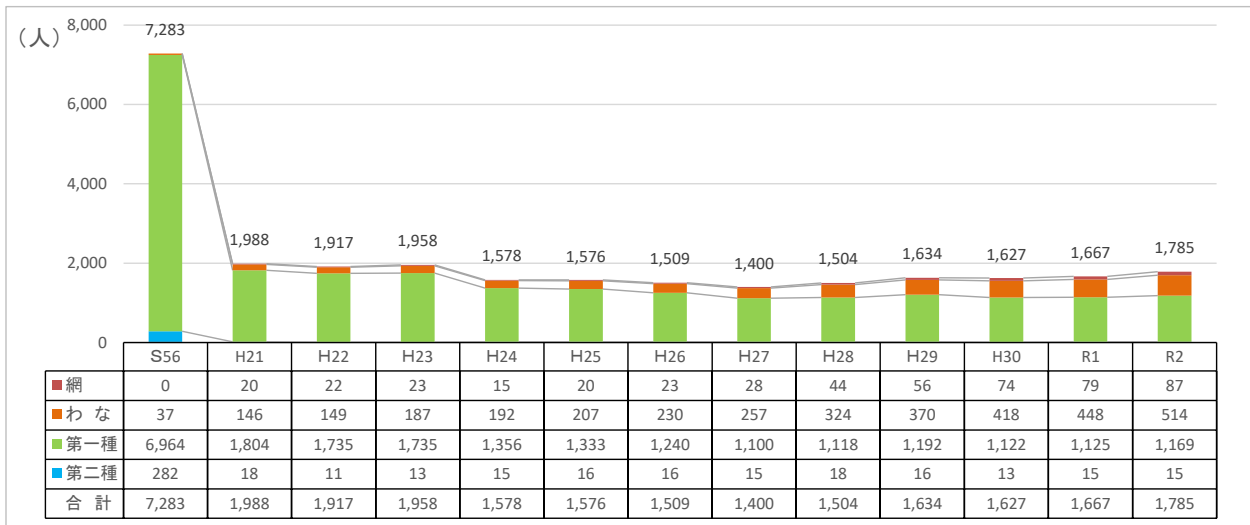


##### イ 狩猟者の推移

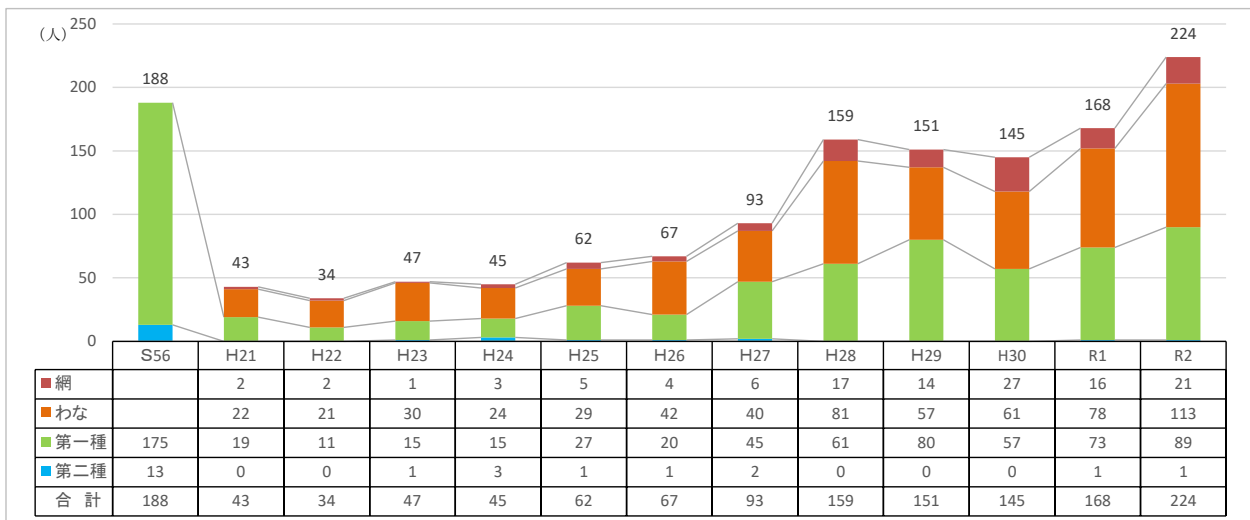
捕獲の担い手である狩猟者について、狩猟免許所持件数をみると、ピークである1981（昭和56）年度は7,283人であったが、その後、減少の一途をたどり、2015（平成27）年度には1,400人まで減少したが、翌年度より狩猟免許試験の回数を2回から3回へ増やす等、狩猟者の確保対策に取り組み、2020（令和2）年度には1,785人と増加傾向にある。

また、近年、免許取得に対する支援や農家等による自衛のため、第一種銃猟及びわな免許の新規取得件数が増加傾向で推移しており、年齢別では、依然として60歳以上が半数以上を占めている。

【図－５】狩猟免許所持件数の推移（免許種類別）



【図－６】狩猟免許新規取得件数の推移（免許種類別）



【図－７】狩猟免許所持件数の推移（年齢別）



## (5) 被害状況及び課題

### ア 森林及び自然植生被害

森林や自然植生などの被害報告はないものの、生息域の拡大により、貴重な高山植物の消失など植生被害が発生し、県内の自然公園や世界自然遺産白神山地などの貴重な自然生態系や生物多様性に影響を及ぼすことが懸念される。

### イ 農業被害

本県における農業被害は、2019（令和元）年度の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」において、本県で初のイノシシによる農作物被害が田子町で確認され、2020（令和2）年度は被害面積43アールで、被害金額約34万円となっている。

この他にもイノシシによる被害は発生しているものと考えられるが、農家がイノシシによる被害を判断できないことや、被害が小規模であることなどから、被害額等の把握がされていない。

### ウ 豚熱等伝染症

本県での発生はないものの、令和4年4月に岩手県南部地域において、イノシシの豚熱感染が確認されていることから、今後、岩手県内での感染地域が北上してきた場合、本県のイノシシも感染するおそれがあることから、本県の養豚場における感染リスクが高まることが懸念される。

### エ その他の被害

生息域が拡大した場合、イノシシと列車や自動車等との衝突事故が発生するほか、ヤマビルやマダニなどの外部寄生虫が増加し、人間の生活環境に大きな影響を与えることが懸念される。

## 7 管理の目標

イノシシの生息しない環境が長く続いてきた経緯と侵入の初期段階にある本県の現状を踏まえ、生息数ゼロを目指すべきところであるが、現時点では生息状況が不明であり、捕獲体制の整備も不十分である。

したがって、この管理計画においては、イノシシによる本県の農業及び生活環境への被害や植物群落等生態系への影響を最小限に抑えることを目指すこととする。

そのため、生息状況調査等を実施するとともに、研修会の開催等により狩猟者の捕獲技術向上を図りながら、狩猟による捕獲を推進し、目撃が相次いでいる地域周辺の山林、牧草地及び農地における捕獲圧を強化する。

また、侵入防止柵等の設置による侵入防止対策や耕作放棄地の解消などの環境整備に地域ぐるみで取り組むことにより、生息域の拡大を抑制し、定着の防止を図る。

## 8 目標を達成するための対策

### (1) 個体群の管理

#### ア 狩猟による捕獲の推進

狩猟による捕獲を推進するため、狩猟規制を次のとおり緩和する。なお、規制の緩和については、生息密度の増加等状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

また、冬季の生息場所の特定に努め、狩猟者へ情報提供を行う。

(ア) 狩猟期間の延長

イノシシに係る狩猟期間を次のとおり延長する。

11月1日から3月31日まで

なお、一般入山者等に対し狩猟期間の拡大にかかる注意喚起を行うとともに、狩猟者に対して安全な狩猟の徹底を啓発するなど安全確保に努める。

また、狩猟期間のうち2月中旬から3月下旬は、RDBにおいて最重要希少野生生物に指定されているイヌワシ・クマタカの抱卵期にあたることから、狩猟者に対し、これらの種に対する理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。

イ 有害鳥獣捕獲の効果的な実施

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害鳥獣捕獲を実施するため、鳥獣被害防止対策実施隊の設置を推進し、実施体制の整備を図る。

特に農業被害の防止のため以下の取組を実施する。

(ア) イノシシの定着防止

イノシシによる農業被害が発生した地域においては、農業被害の防止に向けて、農地周辺での有害鳥獣捕獲を実施する。なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を推進する。

(イ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲を行う場合には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。

また、農林業者による自律的な捕獲が進むよう、わな等による捕獲技術及び法令遵守を指導するとともに、狩猟免許の取得に向けた取組を支援する。

(ウ) 予察捕獲の推進

被害が発生していない地域であっても、生息状況等を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害鳥獣捕獲）を推進する。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

県は、管理計画の目標を達成するため、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定め、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して実施する。

エ 捕獲手法の情報収集

低密度地域における捕獲手法について先進事例等の情報収集に努めながら、研究機関等と連携し、低密度な生息状況下での効果的・効率的な捕獲手法を検証する。

オ 捕獲に向けた担い手の育成・確保

本県に長らく生息していなかったイノシシを捕獲していくため、狩猟者の捕獲技術の向上を図る取組を実践するとともに、狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の永続的な実施に支障をきたす恐れがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組により、社会貢献に意欲的な担い手を育成・確保していく。

## (2) 被害防止対策

### ア 農林業被害対策

#### (ア) 侵入防止柵の設置

市町村、農林業団体、農林業者、地域住民は、他の鳥獣害対策と併せて侵入防止柵の設置を計画的に行うとともに、適切な維持管理を実施していくため、各種研修会や侵入防止効果を上げる改良等について、関係機関等と連携し検討する。

#### (イ) 森林における被害防止体制の整備

市町村は、森林法（昭和26年法律第249号）で定める市町村森林整備計画において、必要に応じて鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定する。

#### (ウ) 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的な被害防止対策を行うためには、地域住民からの目撃情報や被害情報の収集、農作物の適切な管理など地域が一体となった取組が重要であることから、県及び市町村は、これら取組を実施するための研修会等を開催するなどして、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

### イ 自然植生被害対策

近年、世界自然遺産白神山地周辺や十和田八幡平国立公園周辺など、貴重な自然環境を有する地域でイノシシが目撃されており、天然林や高山植物被害のほか自然生態系への影響が懸念されていることから、国や隣接県を含めた関係機関等が連携して、目撃情報や被害情報の収集に努めるとともに、目撃情報が相次いでいる地域の周辺部においては、捕獲圧を高めイノシシ個体群の排除に努める。

### ウ 豚熱等伝染病対策

豚熱については、本県での発生はないものの全国的にイノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、関係部局と調整しながらイノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、市町村、関係団体等と連携しながら捕獲強化等を推進する。また、イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、関係部局と連携・協力しながら、イノシシの監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制整備に努める。

## (3) 生息環境管理

イノシシは身を隠すことのできる山林、藪等を移動経路として利用していることから、イノシシが生息する山林と農地との間に、イノシシが身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を整備し、イノシシを寄せ付けない生息環境整備に努める。

また、耕作放棄地や造林未済地では草本類が繁茂し、イノシシにとって餌量が豊

富な環境となり生息数の急激な増加を起こす要因となることから、センサーカメラ調査等によりイノシシの生息状況等を把握し、個体群管理の参考情報等を得るなど、適切な管理を行う。

#### (4) モニタリング調査

イノシシの生息状況・生態には、分布や生態、生息数等の科学的なデータが必要であることから、生息状況や被害状況等について、全県を対象としたモニタリング調査を継続的に実施する。

なお、モニタリング調査の結果を踏まえ、有識者、農林関係団体、関係機関から構成する青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会において評価を行い、必要に応じて管理計画の見直しを行うこととする。

【表－5】モニタリングの内容

項目	内容
捕獲情報の収集	狩猟及び有害鳥獣捕獲における、捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等の基礎データを収集し、分布状況の指標とする。
目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする。
被害状況等の把握	農業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。
生息状況の把握	必要に応じた生息状況調査を実施する。

### 9 管理のために必要な事項

管理計画の目標を達成するため、国、県、市町村及び関係団体等が密接に連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、個体群の管理、被害防止対策及び生息環境管理等の施策の実施に取り組む。

#### (1) 各機関の果たす役割

##### ア 国

県及び市町村等が行う捕獲活動に対する指導、助言を行う。

##### イ 県

管理計画の策定及び見直し、捕獲体制の整備など各種管理施策の実施や全県を対象にモニタリング等の調査を行うとともに、実施結果の取りまとめや分析を行う。また、イノシシの生態や被害防除方法等について情報収集し、国や市町村、農林業関係団体等に提供するとともに、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定め、実施する。

さらに、狩猟者の減少や高齢化は、イノシシの管理の永続的な実施に支障をきたす恐れがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、担い手の確保・育成に努める。

##### ウ 市町村

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画については、管理計画の内容を踏まえて作成、更新し、地域の状況に応じた有害鳥獣捕獲や防護柵設置及び生息環境管理を関係団体と連携のうえ、総合的に実施するとともに、農林業者による自衛的

な捕獲対策を検討する。

また、県が実施するモニタリング調査について、調査に協力するとともに、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

さらに、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

#### エ 狩猟者団体等

個体群管理に重要な役割を担う狩猟者団体等は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害鳥獣捕獲の実施について市町村等に協力する。

また、県が行う捕獲や生息状況等のモニタリング調査に協力する。

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

#### オ 青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会

管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行い、助言を行う。

#### カ 青森県指定管理鳥獣管理対策連絡会議

指定管理鳥獣の生息状況・捕獲状況等の情報共有を行う。

#### キ 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体

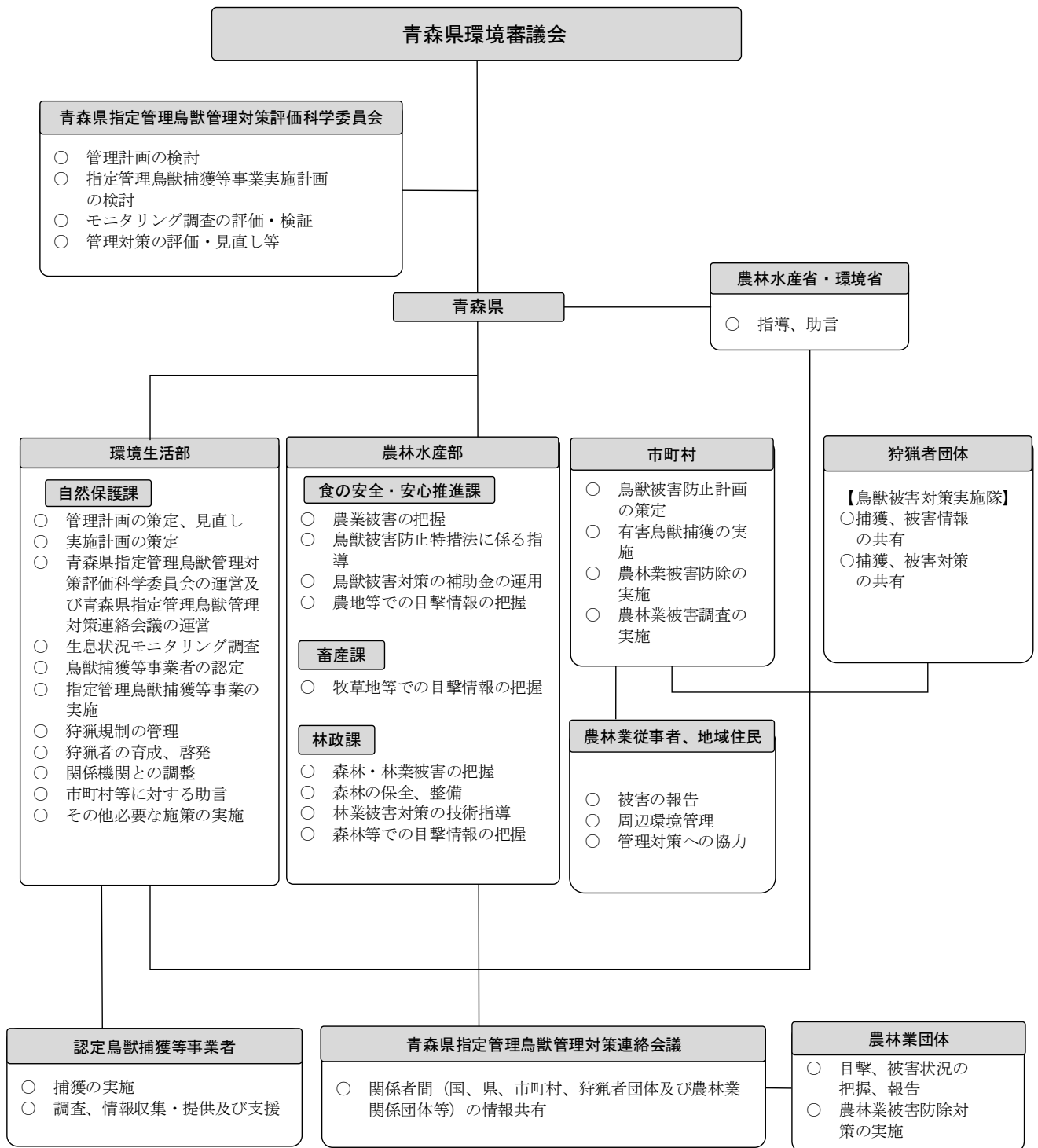
組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の提案を行う。

#### ク 農林業従事者、地域住民

農作物の適切な管理及び被害を受けにくい環境づくりに農林業従事者や地域住民が一体となって取り組むほか、研修会等に自主的、積極的に参加して効果的な防除技術の習得に努める。

また、国、県や市町村、関係団体等が実施するイノシシ被害の防除対策に係る取組に協力する。

【図－8】 管理計画実施体制





## (2) 管理の担い手の確保と人材の育成

狩猟や有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化が課題となっていることから、県、市町村及び関係機関が連携を図りながら担い手の確保と育成に努める。

また、地域ぐるみの被害防止対策を講じていくためには、鳥獣の生態や被害防除技術を理解し、的確な対策を実践・指導できるリーダーの育成に努める。

## (3) 普及啓発

### ア 県民への周知

農林業被害等を未然に防止するには、単に捕獲に依存するだけでは困難であることを広く県民に周知を図る必要があることから、本計画の内容のほか、イノシシの生態や農林業、生活環境、自然生態系への影響について広報媒体や各種関連行事等を通じて普及啓発を行う。

### イ 防除技術の普及促進

農作物被害防止対策を推進するため、地域の実情に応じて、侵入防止柵の設置・管理、耕作放棄地や農地に隣接した藪の刈払い、農作物の適切な管理等に関する講習会の開催や広報媒体を活用した普及啓発に努める。

### ウ 捕獲技術の向上

イノシシの捕獲についての知識や技術が十分に普及していないことから、研修会の開催等により捕獲技術の向上に取り組む。

## (4) 隣接県等との連携

岩手県、秋田県でもイノシシの生息域が拡大していることから、国及び両県と連携しながら、広域的な取組を検討する。

## (5) 錯誤捕獲の予防

ツキノワグマやカモシカの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、わなの設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲の発生予防に努める。

## (6) 管理計画の検証

県は、モニタリング調査等の結果を踏まえながら、青森県指定管理鳥獣管理対策評価科学委員会において生息状況や各種取組の進捗・成果の評価・検討を行う。

## 【用語集】

### 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。

### 自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法及び都道府県条例によって定められた地域。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園がある。

### 市町村森林整備計画

森林法に基づく地域森林計画の対象となる私有林が所在する市町村が適切な森林整備を推進するために、森林施策の方向性等を定めた10年を一期とする計画。

### 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等をする事業。一定の条件の下で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を認めることが可能。

### 造林未済地

森林の伐採跡地で、人工的に植栽（再造林）をしなければ健全な森林に復元しないと考えられるもののうち、伐採後3年を経過しても植栽が行われず放置されている林地。

### 第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣保護管理法に基づき、著しく増加した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な管理の目標を設定し、総合的な対策を実施することで、長期にわたる安定的な管理を図ることを目的として、都道府県知事が定める計画。

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

環境省が所管する法律。生息数を適正な水準に増加等させる「鳥獣の保護」と適正な水準に減少等させる「鳥獣の管理」の2つの概念が定義され、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成を推進するために、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入や指定管理鳥獣捕獲等事業等を規定。

### 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

農林水産省が所管する法律。現場にもっとも近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対する支援等を規定。

### 認定鳥獣捕獲等事業者

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事により認定を受けた事業者(法人)。

### 鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて、市町村が鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定する計画。

### フィードバック管理(順応的管理)

管理計画における未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって、管理計画を随時見直し修正を行う管理手法のこと。野生生物の保護管理において対象となる野生生物は、基本情報が不足する不確実系、絶えず変動する非常系、境界がはっきりしない解放系である。これらを考慮して、当初の予測がはずれる事態が起こることを予め管理システムに組み込むことが必要である。

### 捕獲圧

野生の生物を捕獲する際の捕獲作業努力の度合い。

### モニタリング

継続的に調査や監視を行うこと。